

「佐久市高齢者福祉部会」「佐久市介護保険事業計画等策定懇話会」次第

日時 平成23年8月3日(水)

午後 2 時30分から

場所 議会棟 第1委員会室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 審議事項

(1) 「第5期佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画」策定について

(2) その他

4. 報告事項

(1) 地域密着型サービス事業者について

5. その他

6. 閉 会



23佐高福第128号

平成23年 8月 3日

佐久市保健福祉審議会長 様

佐久市長 柳 田 清



第5期介護保険事業計画 老人福祉計画の策定について（諮問）

介護保険制度はサービス提供基盤の整備も進み、高齢者の生活を支える仕組みとして定着してきました。

第5期介護保険事業計画は、第3期計画において定めた介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、介護給付等対象サービスの提供体制及び地域支援事業の推進について、第3期、第4期介護保険事業計画に設定した平成26年度までの目標達成に至る最終段階の位置づけを有する一方で、認知症支援策の充実、医療との連携、生活支援サービス等について24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画 老人福祉計画の策定が求められています。

こうした中、本市の介護保険サービス・高齢者福祉体制について定め、今後の計画推進を図るため、介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8の規定による本計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

第5期介護保険事業計画 老人福祉計画 策定について

○ 計画策定の基本理念

本計画は、「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」を基本理念として、「みんなが生き生きと安心して暮らせるまちづくり」「世界最高健康都市づくりの推進」を行う施策展開をします。

○ 計画の性格と位置づけ

介護保険事業計画は、介護保険法第117条において策定が義務付けられており、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス料の見込を定めるとともに、第5期介護保険事業計画については、第3期、第4期計画策定において設定した平成26年度までの長期計画の最終段階の位置づけという性格を有するものとして策定され、併せて、老人福祉計画と一体的に策定することとなっております。

本計画は、「佐久市総合計画」を上位計画とし、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に対応したものとするとともに、「佐久市地域福祉計画」「佐久市健康づくり21計画」「佐久市障害者プラン」等との整合性を図るものとする。また、本計画は老人福祉法・介護保険法との調和が保たれたものとしします。

○ 計画期間

本計画の期間は3年を1期と定められており、第5期の事業計画は平成24年度から26年度となります。

第5期介護保険事業計画 老人福祉計画策定スケジュール(案)

佐久市

年・月	国	県	佐久市	備考
23年4月			部内検討会議 本庁・支所打合せ会議	
5			介護保険サービス事業意向調査	
6			基本指針改正(案)の提示	
7			サービス見込量の設定作業 第1回保健福祉審議会 ・第5期佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画について(諮問) 第1回介護保険事業計画等策定懇話会 ・第5期佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画について ・事業計画策定スケジュール	
8			サービス見込量の設定作業	
9			本庁・支所打合せ会議 サービス見込量・保険料の仮設定	
10			第2回介護保険事業計画等策定懇話会 ・「事業計画」分析結果について	パブリックコメント 広報
11	都道府県との調整	市町村・国との調整	本庁・支所打合せ会議 第3回介護保険事業計画等策定懇話会 ・佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画(案)について	
12			パブリックコメント	
24年1月			本庁・支所打合せ会議 第4回介護保険事業計画等策定懇話会 ・佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画策定 第2回保健福祉審議会 ・佐久市介護保険事業計画 老人福祉計画策定(答申)	
2				計画書印刷
3			介護保険条例の改正	
4			第5期介護保険事業計画 老人福祉計画スタート	

H23. 7現在

第5期介護保険事業計画・老人福祉計画の策定スケジュール(予定)

長野県 介護支援室

	国	長野県		市町村 (保険者)
		介護支援室	保健福祉事務所	
H22.12月~ H23.3月		高齢者等実態調査		高齢者等実態調査
H23 6月				
7月		計画に関する説明会 (7月11日。基本指針 改正案の提示等)	第1回策定懇話会(7月19日) ・意見交換 (課題分析、計画の方向性 等)	6月22日 保健福祉事務所 担当者会議
8月		ワークシートの配布	計画策定支援 業務委託	7月25日 市町村等介護保険担当者会議 市町村施設整備 要望の照会・ 取りまとめ
9月			第2回策定懇話会(9月下旬) ・意見交換 (計画に盛り込むべき事項、施策 等)	各圏域において保険者ヒアリング(9月~) 介護支援室・保健福祉事務所
10月		国への報告 ・介護サービス見込量	施策の検討	施設整備量の 圏域内調整会議開催
11月		国への報告(ヒアリング) ・介護サービス見込量 ・保険料試算額		市町村見込量の 集計・取りまとめ ・介護サービス見込量の算出 ・保険料の試算 ・保険対象外サービス見込量の算出 ・市町村計画の検討
12月			第3回策定懇話会(12月) ・計画案の検討	各圏域において保険者ヒアリング(11月~必要に応じて) 介護支援室・保健福祉事務所
H24 1月				1月 市町村等介護保険担当者会議
2月		国への報告 ・介護サービス見込量 ・保険料設定額	パブリック コメント (30日間)	市町村見込量の 積み上げによる 目標値の 検討・設定
3月			第4回策定懇話会(3月) ・計画案の検討	市町村計画の策定 ・介護保険条例の改正
4月			決定	第5期介護保険事業計画 スタート

年度別 介護保険要介護認定状況

単位:人

17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
3,957	3,997	4,049	4,132	4,267	4,466

平成22年度 介護保険要介護認定状況

単位:人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	211	389	759	928	817	623	569	4,296
5月	213	400	764	909	814	625	565	4,290
6月	218	407	772	913	815	637	582	4,344
7月	230	405	768	924	799	634	597	4,357
8月	233	412	759	923	803	638	600	4,368
9月	235	424	748	930	816	634	603	4,390
10月	241	419	754	926	816	642	619	4,417
11月	248	411	752	916	817	642	615	4,401
12月	260	428	755	926	827	636	615	4,447
1月	256	425	745	918	833	642	610	4,429
2月	250	430	769	925	825	639	619	4,457
3月	251	434	759	927	827	649	619	4,466

介護保険法

(市町村介護保険事業計画)

第一百七十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
 - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - 三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
 - 五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

老人福祉法

第20条の8(市町村老人福祉計画)

1 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第5項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1. 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
2. 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
3. その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

3 市町村は、前項第1号の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護及び介護福祉施設サービスに係るものに限る。)を勘案しなければならない。

4 厚生労働大臣は、市町村が第2項第1号の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。

6 市町村老人福祉計画は、老人保健法第46条の18に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号

改正

平成22年3月29日条例第3号

佐久市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成22年3月29日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○佐久市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱

平成17年4月1日告示第77号

改正

平成17年7月6日告示第160号

平成20年3月27日告示第30号

平成21年3月24日告示第35号

平成22年3月29日告示第53号

佐久市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市の介護保険事業を含めた総合的な老人福祉事業に関する計画の策定を推進するため、佐久市介護保険事業計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(任務)

第2条 懇話会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定に関する事項
- (2) 老人福祉計画の策定に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、識見を有する者、関係団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議等)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、懇話会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日告示第160号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日告示第30号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日告示第35号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日告示第53号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市地域密着型サービス運営委員会設置要領

平成19年6月8日決裁

(設置)

第1条 佐久市地域密着型サービス事業者の指定等に係る必要な事項を審査するため、佐久市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 運営委員会は、次の事項について審査するものとする。

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定を行い、又は指定を行わないことに関する事項
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定基準及び介護報酬の設定に関する事項
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、佐久市介護保険事業計画等策定懇話会の委員をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議等)

第6条 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、運営委員会を初めて召集するときは、市長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の運営委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市保健福祉審議会組織図

